平成30年度 名護市幼保助成事業(保育施設用)のご案内

本市においては、子育て世帯における経済的負担を軽減することを目的とし、 平成30年9月より認可保育施設及び市内の認可外保育施設に入所している児童 (認可外保育施設に入所している児童については、子ども・子育て支援法に基づく 『保育の必要性の認定』を受けた児童)に係る利用料等について助成金の交付を行います。

- 平成30年8月分以前の保育料については、助成の対象となりません。未納がある方は早めに納付をお願いします。
- ・本事業では、延長保育や一時預かり(認定こども園が1号認定の児童に対して行う 午後の預かり)は助成の対象外です。

支 1号認定:子どもが満3歳以上で教育を希望する場合

給 2号認定:子どもが満3歳以上『保育の必要な事由』に該当し、保育を希望する場合 2号認定:子どもが満3歳未満で『保育の必要な事由』に該当し、保育を希望する場合

【助成対象施設】 助成対象施設については、今後HPに掲載します。

- ①認可保育所
- ②認定こども園
- ③小規模保育事業
- ④市内に設置されている認可外保育施設(事業所内保育施設、企業主導型保育施設含む) ※沖縄県認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設又は市が確認した施設

【助成児童】 市内に住所を有し、次の①から④のいずれかに該当する児童

- ①認可保育所を利用している児童
- ②認定こども園、小規模保育事業所を利用している児童で、施設が利用料の減額又は免除をした児童
- ③認可保育所(2号認定)、認定こども園(1号認定・2号認定)、認可外保育施設のうち企業主導型保育施設(2号認定)を利用している児童で、施設が主食費等の減額又は免除した児童
- ④認可外保育施設を利用している児童(2号認定・3号認定)で、施設が利用料の減額又は免除をした児童

【助成の上限額】

	認可保育所	認定こども園	小規模保育事業所	認可外保育施設
利用料	無償化	無償化 ※市で階層認定(保育料決	無償化 ※市で階層認定(保育料決 定)した額を施設が減免	2号認定 上限37,000円
		定)した額を施設が減免		3号認定 上限42,000円
主食費等	2号認定 主食費 上限560円	1号認定 主食·副食費 上限3,000円	_	企業主導型保育事業所のみ 2号認定上限560円
	-	2号認定 主食費 上限560円		

利用料は、月額利用料として支払う保育料です。(入園料、日単位、時間単位の保育料等は除く)

主食費等:認可保育施設では、利用料とは別に、3歳児クラスからは主食(米、パン等)費があります。市立保育所は560円、私立保育所等では園によって異なり、各園で保護者の方より実費徴収しています。

【お問合せ先】 保育・幼稚園課 支給認定・入所に関すること 保育係(内線122・129) 本事業に関すること 給付係(内線109・116)